

平成28年(ワ)第2407号 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請事件

原告 平和子

被告 国

証拠説明書

2017(平成29)年10月11日

札幌地方裁判所 民事1部合議係B 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 博文



号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲A 183	統合幕僚長訪 米文書 写し	H26.12.24	防衛省	甲A第182号証について、情報開示請求を行なったところ、開示されたもの。発言内容が全部黒塗りである。しかし、表紙や開示された部分の記載が甲A第182号証と全く同じであり、防衛省作成文書であることが明らかであること。
甲A 184 の1	しんぶん赤旗 写し	H29.3.18	しんぶん 赤旗・日本 共産党中 央委員会	甲A第182号証の文書をめぐり、防衛省情報本部の現職自衛官(42歳)が、家宅捜索などの検査や取り調べを受け、人権侵害であるとして、2017年3月17日、埼玉地方裁判所に国家賠償請求訴訟を提起していること。これは、同文書が自衛隊に存在していることを示すものであること。
甲A 184 の2	しんぶん赤旗 写し	H29.3.27	しんぶん 赤旗・日本 共産党中	同上。

				央委員会	
甲A 185	南スーダン派遣施設隊等の廃止に関する自衛隊行動命令等について	写し	H29. 5. 26	防衛省	施設隊の業務終結を命令しているが、撤収支援要員が6月以降も派遣されていること、連絡調整要員については触れられていないこと。
甲A 186	南スーダン国際平和協力業務実施計画(内容変更の閣議決定)	写し	H29. 6. 1	内閣	同変更計画によれば、「UNMISS 軍事部門司令部において行なわれるもの」(2(1)ア)、「UNMISS 統合ミッション分析センターにおいて行なわれるもの」(同イ)、「UNMISS 支援部において行なわれるもの」(同ウ)、上記ア～ウについて「連絡調整に係る国際平和協力業務」に関しては、その任務が、平成30年2月28日まで継続されること。
甲A 187	朝雲新聞	写し	H29. 6. 8	朝雲新聞社	施設隊の業務終結後の自衛隊の活動内容に関する報道。
甲A 188	動画「NHKスペシャル変貌するPKO現場からの報告」を書証化したもの。	写し	H29. 10. 2	弁護士佐藤博文	2017年5月31日NHKによってテレビ放送された自衛隊南スーダンPKO派遣の実態、派遣された自衛官の証言等。
甲A 189	ウォールストリートジャーナルウェブサイト「無言で帰国する兵士 南スーダンで中国が気付いた大国の代償」	写し	2016. 11. 17	ウォールストリートジャーナル	南スーダンPKOの中国派遣部隊の被害等。 (http://jp.wsj.com/articles/SB10780138144506903447704582439702781565844) 南スーダンの首都ジュバで、2016年7月10日、政府軍と反政府軍の生得が激化し、中国派遣部隊の兵士2名が死亡したこと。

甲A 190	ヒューマン・ライツ・ウォッチ ウェブサイト 「南スーダン:子ども兵士の恐るべき日常 子どもたちが語る強制徴兵、トラウマ、虐待」	写し	2015. 12. 15	NGOヒューマン・ライツ・ウォッチ	南スーダンで兵士として動員された子ども101人への聞き取りを基にした報告。 政府軍・反政府軍ともに子どもを兵士として動員。強制徴兵や虐待、トラウマなどの過酷な状況等。 (https://www.hrw.org/ja/news/2015/12/15/284653)
甲A 191	雑誌「丸」2017年6月号記事 「南スーダン自衛隊撤退を決定させた現地事情」	写し	2017. 6	軍事ジャーナリスト 福好昌治	自衛隊派遣撤退の理由が、南スーダンの治安悪化にあり、UNMISSが地域保護部隊を4000人増派しなければならぬほど悪化した状態にあったこと。
甲A 192	南スーダン派遣施設隊等(第10次要員)全般活動計画	写し	2017. 4. 27	防衛省中央即応集団	・第10次隊の活動計画を作成したのが、中央即応集団司令官であること。 ・活動計画に「報告区分」という表があり、その中で現地に「日々報告」を行なうよう義務づけている。従って、「日報は」明確な公文書であると同時に、重要な軍事的な意味を持った情報であったこと。
甲A 193	「防衛大臣報告資料と部隊日報の主な情勢関連記述」と題する文書	写し	2017. 2. 13	防衛省	・防衛省が作成した報告資料である。原告が提出した日報の書証と主張書面と照合して理解されたい。 ・「日報」問題について、2016年7月11日から14日までの日報記載の事実について説明している。
甲A 194	平和運動 17.6月号 「戦争法の破たん示した南スーダン日報	写し	2017. 6. 1	布施祐仁	筆者は、日報を情報開示請求したジャーナリストであり、以下の点を解明する。 ・日報から見える撤収の本当の理由 ・なぜ「日報」を開示請求したか

	隠ぺい問題」				<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開逃れの「1年未満ルール」 ・日報が明らかにしたもの ・文民統制を破壊する安倍政権
甲A 195	特別防衛監査の結果について(概要)	写し	2017.7.27	防衛監察本部	日報問題の監察結果の報告。
甲A 196	特別防衛監査の結果について	写し	2017.7.27	防衛監察本部	同上。
甲A 197 の1	雑誌「世界」 2015年12月号 「三つの同盟 と三つのガイド ライン(上)」	写し	2015.12	前田哲男	日米安保条約に基づくガイドラインの改定、安保関連法制により自衛隊の任務が変化していること。
甲A 197 の2	雑誌「世界」 2016年1月号 「三つの同盟 と三つのガイド ライン(中)」	写し	2016.1	同上	同上
甲A 197 の3	雑誌「世界」 2016年2月号 「三つの同盟 と三つのガイド ライン(下)」	写し	2016.2	同上	同上
甲A 198 の1	雑誌「世界」 2016年12月号 「短期集中連 載第1回自衛 隊変貌」	写し	2016.12	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の実態／主に編制・装備・作戦について ・原告の準備書面IV－国連憲章・憲法・安保条約・安保関連法と自衛隊の実態－」で引用あり。
甲A 198 の2	雑誌「世界」 2017年1月号 「短期集中連 載第2回自衛 隊変貌」	写し	2017.1	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の実態／主に武器使用と武力行使について ・同上。

甲A 198 の3	雑誌「世界」 2017年3月号 「短期集中連 載第3回自衛 隊変貌」	写 し	2017.3	同上	・自衛隊の実態／主に「改正」自衛隊 法について ・同上。
甲A 198 の4	雑誌「世界」 2017年4月号 「短期集中連 載第4回自衛 隊変貌」	写 し	2017.4	同上	・自衛隊の実態／主に指揮命令系統に ついて ・同上。
甲A 199 の1	下野新聞 ルポ陸自宇都 宮駐屯地 明 日はどこへ1 「待機組」は9 種の予防接種 を繰り返す	写 し	2008.9.8	下野新聞 社	・中央即応集団の実態。 ・甲A192のとおり、南スーダンP KO派遣の活動計画を立て、警護な どの軍事的任務を主に担っていたの は、中央即応集団である。政府・防 衛省は、施設部隊の人道復興支援活 動を前面に出しているが、実態は自 衛隊の中で軍事的に最も精鋭な部隊 を投入した活動であること。
甲A 199 の2	下野新聞 ルポ陸自宇都 宮駐屯地 明 日はどこへ2 銃口の先「不条 理感じる」	写 し	2008.9.9	同上	同上
甲A 199 の3	下野新聞 ルポ陸自宇都 宮駐屯地 明 日はどこへ3 「覚悟して下 さい」家族は言 われた	写 し	2008.9.10	同上	同上
甲A 199 の4	下野新聞 ルポ陸自宇都 宮駐屯地 明	写 し	2008.9.11	同上	同上

	日はどこへ4 「丸腰でも武 装していても 危険」				
甲A 199 の5	下野新聞 ルポ陸自宇都 宮駐屯地 明 日はどこへ5 「宇都宮以外 なら反対され たかも…」	写 し	2008. 9. 12	同上	同上
甲A 199 の6	下野新聞 ルポ陸自宇都 宮駐屯地 明 日はどこへ6 エリートでは ない「心構えが 違う」	写 し	2008. 9. 13	同上	同上
甲A 199 の7	下野新聞 ルポ陸自宇都 宮駐屯地 明 日はどこへ7 日米連携「我々 が話すことで はない」	写 し	2008. 9. 17	同上	同上
甲A 199 の8	下野新聞 ルポ陸自宇都 宮駐屯地 明 日はどこへ8 「自衛隊の活 動の場が広が った」	写 し	2008. 9. 18	同上	同上
甲A 199 の9	下野新聞 ルポ陸自宇都 宮駐屯地 明	写 し	2008. 9. 19	同上	同上

	日はどこへ9 「もしもの時は、従ってほしい」				
甲A 199 の10	下野新聞 ルポ陸自宇都宮駐屯地 明 日はどこへ10 中学生、戦車の前で「気を付け」…	写し	2008. 9. 23	同上	同上
甲A 199 の11	下野新聞 ルポ陸自宇都宮駐屯地 明 日はどこへ11 「統制」「規律」 行き着く先は…	写し	2008. 9. 25	同上	同上
甲A 199 の12	下野新聞 ルポ陸自宇都宮駐屯地 明 日はどこへ12 決めるのは国民「我々は従うだけ」	写し	2008. 9. 26	同上	同上
甲A 200	書籍『国家の責任と人権 軍隊規律論・安全配慮義務の法理』から「第1編 軍隊規律と兵士の人権」	写し	2006. 8. 15	新美隆	<ul style="list-style-type: none"> ・原告は、「準備書面6－現代の戦闘と兵士の命（救命）－」で、戦場の実態と、そこにおける兵士（自衛隊員）の実態を明らかにしたが、それを服務規律の面から論じた論文。 ・その特色は、賭命義務と命令服従義務にあり、「自分の命を守るために命令を拒否してはならない」「自分という存在が抹殺され得ることを命令服従の結果として予定していること」で

					ある。これは、一般人や自衛官の家族に考えられないことであること。
甲A 201	ブログ社会科学者の随想記事『戦争における軍隊、その生死の問題(肉体と精神)、イラク派遣隊員の自殺と精神医療の問題』	写し	2015.7.17	福間詳(ふくましよう)	<ul style="list-style-type: none"> ・福間詳氏は、元自衛隊中央病院精神科部長(2006年退職。自衛隊医師として21年半勤務)。イラク戦争では、陸上自衛隊サマワ駐屯地に派遣され、3000人を診た。 ・約5480人が派遣され、21人が在職中に死亡したことや、帰国してから精神のバランスを崩して自殺未遂をしたり精神を病んだりした隊員が多いこと、その原因などについて述べている。

以上